

大阪府制度融資(開業サポート資金)に係る  
信用保証料補給金交付申請の手続きについて

枚方市では、大阪府制度融資(開業サポート資金「開業資金」、開業サポート資金「地域支援ネットワーク型」)を受け、市内で開業した事業者を対象に、大阪信用保証協会へ支払った信用保証料を**最高10万円**まで補助します。

◆対象者(次の①から④の条件を満たす事業者)

- ①本市で既に開業しており、現在も事業を行っていること。
- ②大阪府制度融資のうち、開業サポート資金「開業資金」  
もしくは開業サポート資金「地域支援ネットワーク型」の融資を受けていること。
- ③信用保証料を支払っていること。
- ④その年度での申請が初めてであること。

◆提出書類

- ①枚方市開業資金融資に係る信用保証料補給金交付申請書(窓口でお渡しします)
  - ②開業届の写しもしくは法人登記簿謄本の写しなど、本市において開業したことがわかる書類
  - ③大阪信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ」の写し  
◎原本確認をしますので、「信用保証決定のお知らせ」の原本も持参してください。
  - ④融資実行及び信用保証料の支払いが確認できる通帳の写し  
◎通帳名義の記載部分を含めて、支払いが確認できる通帳の写しが必要です。  
(融資実行及び信用保証料の記載がない場合は金融機関発行の内訳明細書の写し)  
また、原本確認をしますので、「通帳」の原本も持参してください。
  - ⑤市税の滞納無証明書(発行日から1か月以内のもの)
  - ⑥その他市長が必要と認める書類
- ※本市を経由せずに融資の申込みを行った場合においては、創業・再挑戦計画書または事業計画書の写し、「融資申込書」の写しもあわせて提出してください。

◆申請書に記載された金額などは訂正できません。その場合は再度、申請書を記入していただくこととなりますので、認印を持参してください。

申請手続きは「信用保証決定のお知らせ」の発行日から起算して、**90日以内**(90日目が市役所の閉庁日にあたる場合は翌開庁日まで)に終わってください。

(お問い合わせ)

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 別館3階  
(担当課) 観光にぎわい部 商工振興課  
電話 072-841-1381 FAX 072-841-1278